

甲府市広告掲載要綱

平成 19 年 12 月 27 日

企 第 7 号

（目 的）

第 1 この要綱は、市が保有する資産（市が所有するほか、契約によりその使用を認められたものを含む。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定め、もって、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体を活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。
- (3) 部長等 甲府市事務分掌規則（平成 8 年 3 月規則第 10 号）第 6 条に規定する部長、会計管理者、市立甲府病院事務局長、議会局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、市長室長及び農業委員会事務局長をいう。

（広告の範囲）

第 3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告の規格等）

第 4 広告掲載に際し、広告媒体を所管する部長等は、あらかじめ、次の事項を定め、第 14 に規定する甲府市広告審査委員会の承認を得るものとする。ただし、当該委員会の委員長が必要がないと認めるときは、承認を省略することができる。

- (1) 広告の規格及び数量
- (2) 広告掲載の場所又は位置
- (3) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (4) 広告掲載の選定方法
- (5) 広告掲載料又は最低価格
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

（広告の募集）

第 5 広告掲載希望者の募集は、市のホームページ、広報こうふ等による公募とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定される広告媒体で、市長が特に必要と認める場合は、募集する広告掲載希望者の業種、事業者等をあらかじめ指定することができる。

3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、個別に広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込）

第6 広告掲載希望者は、広告掲載申込書兼誓約書（第1号様式）に広告掲載する広告の原稿案を添えて、市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第7 市長は、第6の申込書の提出を受けた場合は、第14に規定する甲府市広告審査委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告不掲載通知書（第3号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8 第7の規定により広告掲載決定通知書を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第9 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

（広告掲載の取消）

第10 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第7に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

（広告主の責務）

第11 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告に関連する財産権のすべてについて権利を有していることを市長に対し保証するものとする。

3 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

4 広告物の作成費用は、広告主の負担とする。

5 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

6 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

（広告代理店への業務委託）

第12 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

（広告を掲載した物品等の受入）

第13 市長は、別に定めのあるもののほか、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3に規定する要件を満たすときは、寄贈を受けることができる。

（広告審査委員会）

第14 広告掲載に関し、次に掲げる事項を審査するため、甲府市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 広告媒体の選定に関すること。
- (2) 第4に規定する広告の規格等の承認に関すること。
- (3) 広告掲載の可否に関すること。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 市長室長
- (4) 総務総室長
- (5) 契約管財室長
- (6) 企画総室長
- (7) 財政経営室長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画部長とし、副委員長は総務部長とする。

4 委員長が必要と認めたときは、第2項の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第15 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員長が特に軽易な事項で会議を招集する必要がないと認めたときは、持ち回りにより審査することができる。

5 議事の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第16 委員会の庶務は、企画部財政経営室連携共創課において処理する。

(その他)

第17 この要綱に定めのあるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

広告掲載申込書兼誓約書

甲府市長

甲府市広告掲載要綱第 6 の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所 在 地		〒 -
	ふ り が な 名 称		
	ふ り が な 代 表 者 氏 名		
	ふ り が な 担 当 者 氏 名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		E メール	
業 種			
納 税 地		〒 - ※法人の方は登記簿上の本店所在地を、個人の方は代表者の住所をご記入ください（市税納付状況調査にのみ使用します）。	
広告媒体の種類			
広告掲載の場所 又は位置			
リンク先 URL ※ホームページに 掲載する場合のみ			
広告掲載の期間 又は回数			
広告掲載料又は 希望額		円	
誓 約 事 項		・ 甲府市の広告関連規定を遵守します。 ・ 広告掲載が決定したときは、指定された期日までに広告掲載料を支払います。 ・ 甲府市暴力団排除条例 第 2 条第 1 号から第 3 号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、甲府市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、甲府市が本誓約書及び該当役員名簿等を、山梨県警察に提供することに同意します。 ・ 甲府市税の滞納はありません。甲府市が広告掲載希望者の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、甲府市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。	
備 考			

添付書類等 ○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○

発第 号
年 月 日

様

甲府市長



広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みをいただきました広告の掲載につきましては、次のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

- 1 広告媒体の種類
- 2 広告掲載の場所又は位置
- 3 広告掲載の期間又は回数
- 4 広告掲載料 円
- 5 納期限 年 月 日（同封の納入通知書により、納付してください。）
- 6 その他

<注意事項>

- ・ 広告掲載までの事務手続については、〇〇〇課と十分調整してください。

第3号様式（第7関係）

発第 号
年 月 日

様

甲府市長



広告不掲載通知書

年 月 日付けで申込みをいただきました広告の掲載につきましては、次の理由により掲載できませんので通知します。

- 1 理由
- 2 広告媒体の種類
- 3 広告掲載の場所又は位置
- 4 広告掲載の期間又は回数